

議案第三十七号

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

令和六年三月二十五日

港区教育委員会

令和6年3月25日  
教育委員会議案資料 No. 2

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の

一部を改正する規則（案）

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年港区教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による」として「を削り、同項第一号中「当該フルタイム講師が任用される」を「引き続き任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、かつ、「に改め、「において」の下の「、」を削り、「教育委員会に」を「港区における教育委員会によって」に改め、同項第三号中「第三号に」を「同条第三号に」に改め、「この条及び第二十五条において」を削り、第二項第四号の次に次の二号を加える。

五 退職後引き続き港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）の適用を受けることとなったフルタイム講師

六 退職後引き続き港区幼稚園教育職員給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）の適用を受けることとなったフルタイ

ム講師

同条第三項中「給与条例の適用を受ける職員の例による」として「を削り、同項第一号中「当

該パートタイム講師が任用される」を「引き続き任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、かつ、「に改め、「において」の下の「、」を削り、「教育委員会に」を「港区における教育委員会によって」に改め、同項第三号中「第三号に」を「同条第三号に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の支給対象外となる会計年度任用講師）

第二十一条の二 条例第十六条の二第一項前段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員（同条第三項の規定により勤勉手当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除く。）は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

一 引き続き任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、かつ、一会計年度において任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が通算して六月に満たないフルタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）

二 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム講師（次項第四号又は第二十六条の二の規定の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（同条第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して休職にされているフルタイム講

師

四 法第二十九条の規定により停職にされているフルタイム講師

五 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けているフルタイム講師

六 育児休業中のフルタイム講師のうち、支給期間において勤務した期間があるフルタイム講師以外のフルタイム講師

2 条例第十六条の二第一項後段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、フルタイム講師のうち、次に掲げる者とする。

一 退職し、又は死亡した日において前項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当したフルタイム講師

二 法第二十八条第一項の規定により免職されたフルタイム講師

三 法第二十九条の規定により免職されたフルタイム講師

四 退職後新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム講師

五 退職後引き続き給与条例の適用を受けることとなったフルタイム講師

六 退職後引き続き幼稚園教育職員給与条例の適用を受けることとなったフルタイム講師

3 条例第三十条の二第一項前段の港区教育委員会規則で定めるパートタイム会計年度任用職員（同条第三項の規定により勤勉手当を支給しないこととされるパートタイム会計年度任用職員を除く。）は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

一 引き続き任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）

が六月に満たず、かつ、一会計年度において任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が通算して六月に満たないパートタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）

二 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム講師（次項第四号又は第二十六条の二の規定の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（同条第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して休職にされているパートタイム講師

四 法第二十九条の規定により停職にされているパートタイム講師

五 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けているパートタイム講師

六 育児休業中のパートタイム講師のうち、支給期間において勤務した期間があるパートタイム講師以外のパートタイム講師

七 一週間当たりの勤務日数が二日以下、かつ、一週間当たりの正規の勤務時間が十五時間三十分未満のパートタイム講師

4 条例第三十条の二第一項後段の港区教育委員会規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、パートタイム講師のうち、次に掲げる者とする。

一 退職し、又は死亡した日において前項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当したパート

## トタイム講師

- 二 法第二十八条第一項の規定により免職されたパートタイム講師
- 三 法第二十九条の規定により免職されたパートタイム講師
- 四 退職後新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム講師
- 第二十二條第一項中「前條第一項第六号」を「第二十一條第一項第六号」に改め、同項第二号中「前條第一項第四号」を「第二十一條第一項第四号」に改め、同項第四号中「行った期間（第二十五條）を「行った期間（以下この條、第二十五條及び第二十五條の二」に改め、同項第五号中「第二十五條において」を「以下」に改め、同項に次の一項を加える。
- 2 前條第一項第六号及び第三項第六号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。
  - 一 育児休業中の会計年度任用講師として在職した期間
  - 二 前條第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間
  - 三 休職にされていた期間
  - 四 職免條例第二條の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十條第三項の規定による承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）
  - 五 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
  - 六 会計年度任用講師勤務時間規則第二十九条に規定する介護休暇（第二十五條の二におい

て「介護休暇」という。）により勤務しない期間

第二十三条の見出し中「期末手当の」を削り、同条第一項中「及び第三十条第一項」を「、第十六条の二第一項、第三十条第一項及び第三十条の二第一項」に改め、「期末手当の」を削り、同項各号中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条第二項中「教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第二十四条中「次条」を「第二十五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の支給割合）

第二十四条の二 条例第十六条の二第二項及び第三十条の二第二項の港区教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間（以下この条、第二十五条の二及び第二十五条の三において「勤務期間」という。）におけるその者の欠勤等日数に応じた港区職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年港区規則第十五号）別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

2 成績率は、会計年度任用講師の勤務成績により、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、勤務期間において教育公務員特例法第十四条に掲げる事由に該当して休職されている期間（以下この条及び第二十五条の二において「結核休職期間」と

いう。)のある会計年度任用講師の支給割合は、勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる会計年度任用講師の区分に応じ、当該各号に定める割合に前項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

一 欠勤等日数が七十日未満の者 百分の百

二 欠勤等日数が七十日以上以下の者(次号及び第四号に掲げる者を除く。) 百分の八十

三 欠勤等日数が七十日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に第二十五条の二第一項に規定する欠勤等の期間(結核休職期間を除く。)及び同条第三項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者(次号に掲げる者を除く。) 百分の百

四 勤務期間中に第二十五条の二第一項に規定する欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び同条第三項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間(次条第一項に規定する週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が一日未満となる者 零

第二十五条の見出しを「(期末手当の欠勤等日数)」に改め、同条第一項中「前条」を「第二十四条」に改め、「。以下」の下に「この条及び第二十六条において」を加え、「二分の一日、第八号に掲げる期間にあっては教育委員会が別に定める日数」を「二分の一日」に改め、「二分の一日、第八号に掲げる期間にあっては教育委員会が別に定める日数」を「二分の一日」に改め、「未満の端数の時間があるときは」の下に「、」を加え、同項第二号中「第三

号にを「同条第三号に」に改め、同項第八号を削り、同条第三項中「次条」を「第二十六条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（勤勉手当の欠勤等日数）

第二十五条の二 第二十四条の二の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第二十六条の二において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における一日の正規の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第八号に掲げる期間にあつては、二日）として換算した日数（一日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一 法第二十八条第二項各号の規定に該当して休職にされている会計年度任用講師として在職した期間

二 休職規則第二条第三号及び第四号（同条第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して休職にされている会計年度任用講師として在職した期間

三 第二十一条の二第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間

四 第二十一条の二第一項第五号及び第三項第五号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間

五 育児休業中の会計年度任用講師として在職した期間（次に掲げる育児休業に係る期間を除く。）

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から港区職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から港区職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

六 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条第三項の規定による承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）

七 会計年度任用講師勤務時間規則第十四条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）

八 引き続き七日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下この条において「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日

の属する月)の数が勤務期間において三以上ある場合に限る。)

九 会計年度任用講師勤務時間規則第二十三条に規定する生理休暇により勤務しない期間(条例第九条第一項の規定により給与が減額される期間及び条例第二十三条第一項又は第二項の規定により報酬が減額される期間に限り、同条第三項の規定により報酬が支給される期間を除く。)

十 介護休暇により勤務しない期間

十一 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

十二 結核休職期間

2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある会計年度任用講師に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第二条の規定による承認を受けていない期間(講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇若しくは会計年度任用講師勤務時間規則第三十一条に規定する介護時間(以下この条において「介護時間」という。))により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定

する部分休業（以下この条において「部分休業」という。）により勤務しない時間（第二十六条の二において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

4 第一項及び前項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条及び次条において「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

5 第三項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務

しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

6 パートタイム講師として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第一項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を会計年度任用講師勤務時間規則第二条第二項の規定により定められたその者の一週間当たりの正規の勤務時間を三十八・七五で除して得た数で除して得た時間」とする。

(減額率)

第二十五条の三 勤務期間において次に掲げる事由(以下この条及び第二十六条の二において「減額事由」という。)がある者に対する第二十四条の二第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に百分の百から港区職員の勤勉手当に関する規則別表第二に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。

- 一 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。
- 二 法第二十九条の規定により停職にされたこと。
- 三 法第二十九条の規定により減給にされたこと。
- 四 法第二十九条の規定により戒告にされたこと。

2 前項第一号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（パートタイム講師として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、一日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。

3 前二項の規定により算定した支給割合に千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第二十六条の見出し中「欠勤等日数」を「期末手当の欠勤等日数」に改め、同条中「この条」の下に「及び次条において」を加え、「前二条」を「第二十四条及び第二十五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の欠勤等日数の算定の特例）

第二十六条の二 給与条例適用職員等が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師（基準日又は基準日前一箇月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師になつた者を除く。）となつた場合においては、条例適用前の区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、一日の正規の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由に相当する事由を、それぞれ条例の適用を受ける

会計年度任用講師として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、一日の正規の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第二十四条の二、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定を適用する。

第二十七条の見出し中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第一項中「第二項」の下に「及び第十六条の二第二項」を加え、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第二項中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第三項中「第二項」の下に「及び第三十条の二第二項」を加え、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第四項中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、「掲げる」を「定める」に改め、同条第五項中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第六項中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改める。

第二十八条第三項中「十八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第五項第三号に次の号を加える。

四 条例第三十条の二に規定する勤勉手当の額の算出の基礎となる地域手当に相当する報酬の額

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(期末手当の支給対象外となる会計年度任用講師)</p> <p>第二十一条 条例第十六条第一項前段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員(同条第三項の規定により期末手当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除く。)は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>引き続き任用される期間(港区における教育委員会によって任用される期間に限る。)</u>が六月に満たず、かつ、一会計年度において任用される期間(港区における教育委員会によって任用される期間に限る。)が通算して六月に満たないフルタイム講師(教育委員会が別に定める者を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項各号又は職員の休職の事由等に関する規則(昭和三十二年特別区人事委員会規則第十七号。以下「休</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当の支給対象外となる会計年度任用講師)</p> <p>第二十一条 条例第十六条第一項前段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員(同条第三項の規定により港区職員<u>の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。)</u>の適用を受ける職員)の例によるとして期末手当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除く。)は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>当該フルタイム講師が任用される一会計年度において、任用される期間(教育委員会に任用される期間に限る。)</u>が通算して六月に満たないフルタイム講師(教育委員会が別に定める者を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項各号又は職員の休職の事由等に関する規則(昭和三十二年特別区人事委員会規則第十七号。以下「休</p>

職規則」という。) 第二条第三号若しくは第四号 (同条第三号に準ずると特別区人事委員会 (以下「人事委員会」という。) が認める場合に限る。) の規定に該当して休職にされているフルタイム講師

#### 四〇六 (略)

2 条例第十六条第一項後段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする

#### 一〇四 (略)

五 退職後引き続き港区職員の給与に関する条例 (昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。) の適用を受けることとなったフルタイム講師

六 退職後引き続き港区幼稚園教育職員の給与に関する条例 (平成十二年港区条例第三十六号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。) の適用を受けることとなったフルタイム講師

3 条例第三十条第一項前段の港区教育委員会規則で定めるパートタイム会計年度任用職員 (同条第三項の規定により期末手当を支給しないこととされるパートタイム会計年度任用職員を除く。) は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

1 引き続き任用される期間 (港区における教育委員会によって任用される期間に限る。) が六月に満たず、かつ、一会計年度に

職規則」という。) 第二条第三号若しくは第四号 (第三号に準ずると特別区人事委員会 (以下この条及び第二十五条において「人事委員会」という。) が認める場合に限る。) の規定に該当して休職にされているフルタイム講師

#### 四〇六 (略)

2 条例第十六条第一項後段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする

#### 一〇四 (略)

3 条例第三十条第一項前段の港区教育委員会規則で定めるパートタイム会計年度任用職員 (同条第三項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例によるとして期末手当を支給しないこととされるパートタイム会計年度任用職員を除く。) は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

1 当該パートタイム講師が任用される一会計年度において、任用される期間 (教育委員会に任用される期間に限る。) が通算して

において任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が遡算して六月に満たないパートタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）

二 （略）

三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（同条第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して休職にされているパートタイム講師

四～七 （略）

4 （略）

（勤労手当の支給対象外となる会計年度任用講師）

第二十一条の二 条例第十六条の二第一項前段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員（同条第三項の規定により勤労手当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除く。）は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

一 引き続いて任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、かつ、一会計年度において任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が遡算して六月に満たないフルタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）

二 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム講師（次項第四号又は第二十六条の二の規定の適用を受ける者を除く。）

六月に満たないパートタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）

二 （略）

三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して休職にされているパートタイム講師

四～七 （略）

4 （略）

- 三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（同条第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して休職にされているフルタイム講師
  - 四 法第二十九条の規定により停職にされているフルタイム講師
  - 五 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けているフルタイム講師
  - 六 育児休業中のフルタイム講師のうち、支給期間において勤務した期間があるフルタイム講師以外のフルタイム講師
- 2 条例第十六条の二第一項後段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。
- 一 退職し、又は死亡した日において前項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当したフルタイム講師
  - 二 法第二十八条第一項の規定により免職されたフルタイム講師
  - 三 法第二十九条の規定により免職されたフルタイム講師
  - 四 退職後新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム講師
  - 五 退職後引き続き給与条例の適用を受けることとなったフルタイム講師
  - 六 退職後引き続き幼稚園教育職員給与条例の適用を受けることとなったフルタイム講師
- 3 条例第三十条の二第一項前段の港区教育委員会規則で定めるパー

トタイム会計年度任用職員（同条第三項の規定により勤勉手当を支給しないこととされるパートタイム会計年度任用職員を除く。）は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

一 引き続き任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、かつ、一会計年度において任用される期間（港区における教育委員会によって任用される期間に限る。）が遡算して六月に満たないパートタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）

二 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム講師（次項第四号又は第二十六条の二の規定の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（同条第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して休職にされているパートタイム講師

四 法第二十九条の規定により停職にされているパートタイム講師

五 法第五十五条の二第二項ただし書に規定する許可を受けているパートタイム講師

六 育児休業中のパートタイム講師のうち、支給期間において勤務した期間があるパートタイム講師以外のパートタイム講師

七 一週間当たりの勤務日数が二日以下、かつ、一週間当たりの正規の勤務時間が十五時間三十分未満のパートタイム講師

4 条例第三十条の二第二項後段の港区教育委員会規則で定めるパー

トタイム会計年度任用職員は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

- 一 退職し、又は死亡した日において前項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当したパートタイム講師
- 二 法第二十八条第一項の規定により免職されたパートタイム講師
- 三 法第二十九条の規定により免職されたパートタイム講師
- 四 退職後新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム講師

（基準日に育児休業をしている会計年度任用講師の勤務した期間）

第二十二条 第二十一条第一項第六号及び第三項第六号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。

- 一 (略)
- 二 第二十一条第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間
- 三 (略)
- 四 港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年港区条例第十七号。以下「職免条例」という。）第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条第三項の規定による承認を受けていない期間（職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十四号）第二条第一項第一号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、職員団体若しくは労働組合の会合その他の業務

（基準日に育児休業をしている会計年度任用講師の勤務した期間）

第二十二条 前条第一項第六号及び第三項第六号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。

- 一 (略)
- 二 前条第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間
- 三 (略)
- 四 港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年港区条例第十七号。以下「職免条例」という。）第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条第三項の規定による承認を受けていない期間（職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十四号）第二条第一項第一号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、職員団体若しくは労働組合の会合その他の業務

(同号ウ又はエに掲げるものに限る。)に参加していた期間(第二十五条において「職員団体会合等参加期間」という。)又は同項第四号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間(以下この条、第二十五条及び第二十五条の二において「講演等を行った期間」という。)を除く。)

五 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて教育委員会が別に定める事由若しくは交通機関の事故等によらないで、又は無届で勤務しないこと(以下「私事欠勤等」という。)の取扱いを受けた期間

2 前条第一項第六号及び第三項第六号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。

一 育児休業中の会計年度任用講師として在職した期間

二 前条第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間

三 休職にされていた期間

四 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条第三項の規定による承認を受けていない期間(講演等を行った期間を除く。)

五 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

六 会計年度任用講師勤務時間規則第二十九条に規定する介護休暇(第二十五条の二において「介護休暇」という。)により勤務しない期間

(同号ウ又はエに掲げるものに限る。)に参加していた期間(第二十五条において「職員団体会合等参加期間」という。)又は同項第四号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間(第二十五条において「講演等を行った期間」という。)を除く。)

五 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて教育委員会が別に定める事由若しくは交通機関の事故等によらないで、又は無届で勤務しないこと(第二十五条において「私事欠勤等」という。)の取扱いを受けた期間

(支給日)

第二十三条 条例第十六条第一項、第十六条の二第二項、第三十条第一項及び第三十条の二第一項に規定する支給日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前のその日に最も近い金曜日とする。

- 一 六月に支給する期末手当及び勤勉手当 六月三十日
- 二 十二月に支給する期末手当及び勤勉手当 十二月十日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、同項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当の支給割合)

第二十四条 条例第十六条第二項及び第三十条第二項の港区教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間（第二十五条において「在職期間」という。）におけるその者の欠勤等日数の区分に応じ、港区職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年港区規則第二十号）別表第一に定める割合とする。

(勤勉手当の支給割合)

第二十四条の二 条例第十六条の二第二項及び第三十条の二第二項の港区教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者

(期末手当の支給日)

第二十三条 条例第十六条第一項及び第三十条第一項に規定する期末手当の支給日は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前のその日に最も近い金曜日とする。

- 一 六月に支給する期末手当 六月三十日
- 二 十二月に支給する期末手当 十二月十日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、同項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当の支給割合)

第二十四条 条例第十六条第二項及び第三十条第二項の港区教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間（次条において「在職期間」という。）におけるその者の欠勤等日数の区分に応じ、港区職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年港区規則第二十号）別表第一に定める割合とする。

の条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間（以下この条、第二十五条の二及び第二十五条の三において「勤務期間」という。）におけるその者の欠勤等日数に応じた港区職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年港区規則第十五号）別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

2 成績率は、会計年度任用講師の勤務成績により、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、勤務期間において教育公務員特例法第十四条に掲げる事由に該当して休職されている期間（以下この条及び第二十五条の二において「結核休職期間」という。）のある会計年度任用講師の支給割合は、勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる会計年度任用講師の区分に応じ、当該各号に定める割合に前項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

一 欠勤等日数が七十日未満の者 百分の百

二 欠勤等日数が七十日以上者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 百分の八十

三 欠勤等日数が七十日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に第二十五条の二第一項に規定する欠勤等の期間（結核休職期間を除く。）及び同条第三項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者（次号に掲げる者を除く。） 百分の百

四 勤務期間中に第二十五条の二第一項に規定する欠勤等の期間以

外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び同条第三項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間（次条第一項に規定する週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が一日未満となる者 零

（期末手当の欠勤等日数）

第二十五条 第二十四条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第二十六条において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第六条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第十一条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第十二条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における一日の正規の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては、二分の一）として換算した日数（一日（第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては、二分の一）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一 （略）

二 退職規則第二条第三号及び第四号（同条第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して退職にされてい

（欠勤等日数）

第二十五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第六条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第十一条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第十二条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における一日の正規の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては二分の一、第八号に掲げる期間にあつては教育委員会が別に定める日数）として換算した日数

（一日（第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては二分の一、第八号に掲げる期間にあつては教育委員会が別に定める日数）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一 （略）

二 退職規則第二条第三号及び第四号（第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して退職にされている会

る会計年度任用講師として在職した期間

三〇七 (略)

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間(第二十六条において「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

4 (略)

(勤勉手当の欠勤等日数)

第二十五条の二 第二十四条の二の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第二十六条の二において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における一日の正規の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日(第八号に掲げる期間にあつては、二日)として換算した日数(一日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

一 法第二十八条第二項各号の規定に該当して休職にされている会

計年度任用講師として在職した期間

三〇七 (略)

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間(次条において「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

4 (略)

八 教育委員会が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

計年度任用講師として在職した期間

二 退職規則第二条第三号及び第四号（同条第三号に準ずると人事委員会が認める場合に限る。）の規定に該当して退職にされている会計年度任用講師として在職した期間

三 第二十一条の二第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間

四 第二十一条の二第一項第五号及び第三項第五号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間

五 育児休業中の会計年度任用講師として在職した期間（次に掲げる育児休業に係る期間を除く。）

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から港区職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から港区職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

六 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条第三項の規定による承認を受けていない期間（講演

等を行った期間を除く。)

七 会計年度任用講師勤務時間規則第十四条に規定する病気休暇  
(以下「病気休暇」という。)により勤務しない期間(次号に掲  
げる期間を除く。)

八 引き続き七日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間  
(以下この条において「短期の病気休暇の期間」という。)のう  
ち、勤務期間における短期の病気休暇の期間(短期の病気休暇の  
期間の初日の属する月(当該初日が基準日である場合には、基準  
日の前日の属する月)の数が勤務期間において三以上ある場合に  
限る。)

九 会計年度任用講師勤務時間規則第二十三条に規定する生理休暇  
により勤務しない期間(条例第九条第一項の規定により給与が減  
額される期間及び条例第二十三条第一項又は第二項の規定により  
報酬が減額される期間に限り、同条第三項の規定により報酬が支  
給される期間を除く。)

十 介護休暇により勤務しない期間

十一 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

十二 結核休職期間

2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間  
がある会計年度任用講師に係る同項の欠勤等日数の算定に当たって  
は、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計  
した日数に加算する。

3| 前項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第二条の規定による承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは会計年度任用講師勤務時間規則第三十一条に規定する介護時間（以下この条において「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下この条において「部分休業」という。）により勤務しない時間（第二十六条の二において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

4| 第一項及び前項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下

この条及び次条において「パートタイム講師に係る算出率」という。)で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

5| 第三項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間(パートタイム講師として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

6| パートタイム講師として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第一項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を会計年度任用講師勤務時間規則第二条第一項の規定により定められたその者の一週間当たりの正規の勤務時間を三十八・七五で除して得た数で除して得た時間」とする。

(減額率)

第二十五条の三 勤務期間において次に掲げる事由(以下この条及び第二十六条の二において「減額事由」という。)がある者に対する第二十四条の二第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じ

て得た割合に百分の百から港区職員の勤勉手当に関する規則別表第二に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。

- 一 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。
- 二 法第二十九条の規定により停職にされたこと。
- 三 法第二十九条の規定により減給にされたこと。
- 四 法第二十九条の規定により戒告にされたこと。

2 前項第一号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（パートタイム講師として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、一日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。

3 前二項の規定により算定した支給割合に千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（期末手当の欠勤等日数の算定の特例）

第二十六条 次に掲げる者（以下この条及び次条において「給与条例適用職員等」という。）が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師（基準日又は基準日前一箇月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師になった者を除く。）となった場合に

（欠勤等日数の算定の特例）

第二十六条 次に掲げる者（以下この条において「給与条例適用職員等」という。）が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師（基準日又は基準日前一箇月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師になった者を除く。）となった場合において

おいては、条例適用前の区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、一日の正規の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間を、それぞれ条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、一日の正規の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、第二十四条及び第二十五条の規定を適用する。

一〇三 (略)

(勤勉手当の欠勤等日数の算定の特例)

第二十六条の二 給与条例適用職員等が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師(基準日又は基準日前一箇月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師になった者を除く。)となった場合においては、条例適用前の区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、一日の正規の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由に相当する事由を、それぞれ条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、一日の正規の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第二十四条の二、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定を適用する。

(基礎額の意義)

第二十七条 条例第十六条第二項及び第十六条の二第二項の港区教

は、条例適用前の区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、一日の正規の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間を、それぞれ条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、一日の正規の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、前二条の規定を適用する。

一〇三 (略)

(期末手当基礎額の意義)

第二十七条 条例第十六条第二項の港区教育委員会規則で定める額

育委員会規則で定める額（次項において「基礎額」という。）は、当該フルタイム講師の基準日における給料及び地域手当の月額合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるフルタイム講師の基礎額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～四（略）

3 条例第三十条第二項及び第三十条の二第二項の港区教育委員会規則で定める額（次項及び第五項において「基礎額」という。）は、次の各号に掲げるパートタイム講師の区分に応じ、基準日における当該各号に定める額とする。

一・二（略）

4 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、月額で報酬を定める次の各号に掲げるパートタイム講師の基礎額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～四（略）

5 第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、日額又は時間額で報酬を定める前項各号に掲げるパートタイム講師の基礎額は、同項各号に掲げるパートタイム講師の区分に応じ、当該各号に定める額（教育委員会が別に定める方法により月額に換算したものをいう。）とする。

6 前各項に規定する基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（次項において「期末手当基礎額」という。）は、当該フルタイム講師の基準日における給料及び地域手当の月額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるフルタイム講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～四（略）

3 条例第三十条第二項の港区教育委員会規則で定める額（次項及び第五項において「期末手当基礎額」という。）は、次の各号に掲げるパートタイム講師の区分に応じ、基準日における当該各号に定める額とする。

一・二（略）

4 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、月額で報酬を定める次の各号に掲げるパートタイム講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一～四（略）

5 第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、日額又は時間額で報酬を定める前項各号に掲げるパートタイム講師の期末手当基礎額は、同項各号に掲げるパートタイム講師の区分に応じ、当該各号に定める額（教育委員会が別に定める方法により月額に換算したものをいう。）とする。

6 前各項に規定する期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(地域手当に相当する報酬の支給額等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 この規則に規定するもののほか、前項に規定する地域手当に相当する報酬の支給方法は、条例第十八条第一項及び第二項に規定する報酬の支給方法の例による。

4 (略)

5 前項に定めるもののほか、次に掲げる地域手当に相当する報酬の額又は報酬の月額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

一〜三 (略)

四 条例第三十条の二に規定する勤勉手当の額の算出の基礎となる地域手当に相当する報酬の額

(後略)

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(地域手当に相当する報酬の支給額等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 この規則に規定するもののほか、前項に規定する地域手当に相当する報酬の支給方法は、条例第十八条第一項及び第二項に規定する報酬の支給方法の例による。

4 (略)

5 前項に定めるもののほか、次に掲げる地域手当に相当する報酬の額又は報酬の月額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

一〜三 (略)

(後略)

教育人事企画課

## 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の 一部を改正する規則について

### 審議内容

会計年度任用講師へ勤勉手当を支給するため、港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（以下「規則」といいます。）を改正します。

### 1 経緯

地方自治法改正により令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となり、令和5年第4回定例会で「港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正条例（以下「条例」といいます。）を提出し、議決されました。

### 2 改正内容

条例の改正に合わせ、会計年度任用講師に勤勉手当が支給できるよう規則を改正します。

#### 期末・勤勉手当の支給月数

	期末手当	勤勉手当	合計
令和5年度	2.40月	—	2.40月
令和6年度	2.40月	<u>2.25月</u>	4.65月

### 3 施行期日

令和6年4月1日